

第5章 推進体制

市民参加、当事者参加の推進

計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これらの四者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。また、実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

全庁的な施策の推進

庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

財源の確保

計画を適切に推進し、目標を達成できるよう、早期に計画実現のための予算計画を検討し、必要な財源の確保に努めます。

国や東京都制度の有効活用

計画の推進にあたっては、継続的、安定的な財源の確保が必要ですが、現在、市の財政状況はたいへん厳しいものになっており、今後は、国や東京都の補助制度を積極的に活用し、先駆的な事業に取り組んでいきます。

当事者や関係者のニーズ把握

本計画を着実に推進していくために、日頃から当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令など、各種要因に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。